

令和3年3月25日

土壌・地下水汚染について報告される皆様

愛知県環境局環境政策部水大気環境課

土壌汚染に係る報告書等の電子データの提出について（お願い）

本県の環境行政につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本県では土壌・地下水汚染に係る報告書等を提出する場合、正副2部（控えが必要な場合は計3部）の提出を求めているところです。今年度、土壌汚染に係る報告書等の情報を県庁内で管理するシステムを構築したことから、今後は正副2部に合わせて報告書の電子データを提出いただきたいので、御協力をお願いします。

なお、電子データの提出の際、以下の点に御留意いただくようお願いします。

	従来の提出数	今後の提出数
報告書（紙）	正副2部	正副2部
報告書（電子データ）	なし	<u>1式</u>
報告書のうち計量証明書及び管理票（紙）	2部	<u>1部</u>

・電子データの提出が必要な報告は土壌・地下水汚染が確認された報告及び当該報告に係る各種報告書（処理計画書、工事完了報告書等）となります。土壌汚染に係る調査の結果、汚染が確認されなかった場合は電子データの提出は必要ありません。

・電子データの提出方法はCD-R、DVD-R等の光ディスクもしくはメールとなります。

・FD、MO、BD、USBメモリ、SDカード等での提出はできません。（提出時にデータのみを取り込みもできません）

・メールでの提出の場合、愛知県では一通のメールで受信できるデータ量が7MBまでであるため、7MBを超える場合は分割、圧縮等を行って7MB以下としてください。

・電子データの提出を始めるに際し、今までは添付書類についても正副2部提出していただいていたが、今後は添付書類のうち管理票、計量証明書につきましては**正本1部のみの提出**でかまいません。

・報告書は本文及び添付書類で構成していると思われませんが、本文についてPDFで提出される場合はOCR*化したもので提出をお願いします。

※OCR: Optical character recognition (光学的文字認識)

活字、手書きテキストの画像をイメージスキャナやデジタルカメラにより読み取ることにより、文字コードに変換する技術。通常の画像取り込みとは異なり、画像内の文字を認識し、画像内の文字の検索等が可能になる。